

## 学 則

1 研修の目的 障害者等の社会参加が活発になっている中で、ノーマライゼーションの考えに基づいた適切なガイドヘルプサービスを提供するため、必要な知識、技術を有するガイドヘルパーの養成を図ることを目的とする。また、同行援護従業者が行う業務に関する基礎的な知識及び技術を習得する。

2 研修の名称 北海道剣淵高等学校 ガイドヘルパー養成研修事業

3 研修の要旨

研 修 課 程	事業所の 所在地	研 修 形 態	修 業 年 限	研 修 期 間	定 員 (人)	受講料 (円)	受講対象者
同行援護従業者 養成研修課程 一般課程	剣淵町	昼間	2 箇月	2 箇月	4 2	0	生活福祉系列 福祉系科目選択者
全身性障害者移動 介護従業者養成研 修課程	剣淵町	昼間	2 箇月	2 箇月	4 2	0	生活福祉系列 福祉系科目選択者

4 受講手続

(1) 募集時期 入学時から系列（科目）選択まで

(2) 受講料納入方法 教育課程に基づく教科に係わる授業として行うため徴収しない。

(3) 受講料返還方法 なし

(4) 本人確認 科目選択による

5 研修時間数 (別紙1により記載すること)

6 研修の免除 (別紙2により記載すること)

7 主要テキスト ガイドヘルパー研修テキスト（視覚障害者編） 中央法規  
ガイドヘルパー研修テキスト（全身性障害者編） 中央法規

8 修了認定

(1) 出欠の確認方法 各科目開始前に出欠確認を行い、出席簿に記入する。

(2) 成績の評定方法 本校の単位認定において評定1以上であること。

(3) 修了の認定方法 研修科目すべてに出席しなければならない。ただし、欠席した科目については、補講を受講することにより出席したものとして扱う。

(4) 修了証明書 (別紙により記載すること)

9 退学規定 受講者が退学しようとするときは、実施者へ退学届を提出すること。

10 その他

注1 「事業所の所在地」は、研修を実施する市町村名を記載すること。

2 「研修の形態」は、講義の実施方法（昼間、夜間及び通信の別）を記載すること。

3 「修業年限」は、事業者が、規定された修業年限内で定めること。

4 「研修期間」は、研修（講義・演習・実習）が開始から終了するまでの標準期間を、年、月又は日を単位として記載すること。例 1年、3箇月、90日

5 「受講料」は、講習料、教材材料、実習料など受講者が共通して負担しなければならない費用の総額であって、1人分を記載すること。

6 「退学規定」は、退学の手続方法（受講者から退学を求める場合と事業者が一方的に退学を命じる場合の方法）を記載すること。